求職者等のみなさまへ

令和8年10月1日から

**事業主には求職者等へのセクシュアル
ハラスメント防止措置義務があります**

NO！
求職者等に対するセクハラ

これらは
求職者等に対するセクシュアルハラスメントかも？

採用面接で…

容姿や身体について不快な発言をされた



インターンシップで…

不必要な身体への接触を受けた



OBOG訪問で…

採用とは関係のない連絡先を聞かれた



一人で悩まず

企業の求職者等向け相談窓口に相談しましょう！

東京労働局
雇用環境・均等部
問合せ先　０３－３５１２－１６１１

ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト
あかるい職場応援団